

盛岡市保健所健康危機管理方針

(平成20年10月27日市長決裁)

(趣旨)

第1 この方針は、健康における危機の発生に対し、健康の被害の予防及び対策において、迅速かつ適切な措置を円滑に講じるため、あらかじめ、それらに対する盛岡市保健所（以下「保健所」という。）の方策を定めるものとする。

(定義)

第2 この方針において「危機」とは、市民の生命、身体、財産に何らかの被害又は損害を生じる、又は生じるおそれのある不測の災害、事件、事象、事態等で、盛岡市保健所長（以下「保健所長」という。）が公衆衛生の確保の観点から保健所の対応が必要と認めるものをいう。

2 この方針において「健康危機」とは、食中毒、感染症、毒物、劇物その他薬品及び生物・化学テロの各分野（保健所の所管に属するものに限る。）に起因して生じる健康における危機をいう。

3 この方針において「健康被害」とは、健康危機の発生により生じた健康の被害をいう。

4 この方針において「非常事態」とは、市民の健康における健全な状態を継続して確保していくに当たり、保健所長が異常な又は緊急を要する事態と認め、かつ、その事態の解決のためにその事実を市民と共有して認識する必要があると認めた事態をいう。

5 この方針において「生物・化学テロ」とは、核物質、生物剤若しくは化学剤又はこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう。

(基本方針)

第3 保健所長は、健康危機の予防及び対策において、国、県、隣接する市町村、公共的団体、市民その他健康危機の予防及び対策のための活動を行う団体及び個人（以下「関係協働団体等」という。）と連携して、健康被害の発生の予防及び対策に努めなければならない。

2 保健所長は、健康危機が発生し、市民に健康被害が生じたときは、関係協働団体等と連携して、直ちにその現象を解明するとともに、その健康被害の拡大を防ぎ、健康危機の解消に保健所全体が全力で取り組むようしなければならない。

(健康危機非常事態宣言)

第4 市長は、現に不特定多数の市民に健康危機が生じ、又は極めて高い確率で不特定多数の市民に健康危機が生じるおそれがあると認めたときは、保健所長の意見を聴いて、健康危機非常事態宣言を公表するものとする。この場合において、市長は、併せて健康危機非常事態宣言を公表する趣旨又は目的、当該事態の具体的内容、事態に対応するための市民に向けた行動基準その他必要な情報を公表し、市民に対し、冷静で自覚ある行動を求めるものとする。

2 市長は、健康危機非常事態宣言を公表し、当該健康危機が解消されるまでの間、市民が適切な情報に基づいて自らの行動を決定できるよう必要な情報を随時及び定期的に提供しなければならない

い。

- 3 健康危機非常事態宣言に係る健康危機が解消されたときは、保健所長の意見を聴いて、市民に対して当該健康危機の非常事態が終結した宣言を公表しなければならない。

(盛岡市健康危機対策本部)

第5 市長が第4第1項の健康危機非常事態宣言を公表すると決定したときその他市長が設置する必要があると認めたときは、盛岡市災害対策本部条例(昭和37年条例第41号)第1条の盛岡市災害対策本部に相当する盛岡市健康危機対策本部を設置するものとする。この場合において、盛岡市災害対策本部と盛岡市健康危機対策本部とを設置するとき又は盛岡市国民保護対策本部及び盛岡市緊急対処事態対策本部条例(平成18年条例第15号)第1条の盛岡市緊急対処事態対策本部と盛岡市健康危機対策本部とを設置するときは、それらをそれぞれ前者に統合して設置するものとする。

- 2 盛岡市健康危機対策本部は、市長が必要と認める範囲の部、課その他の組織をもって構成し、盛岡市災害対策本部条例及び盛岡市災害対策本部規程(昭和52年訓令第1号)の定める例により、健康危機の非常事態に対応するものとする。この場合において、第7第2項第4号の盛岡市保健所健康危機管理会議又は第8第3項の盛岡市保健所健康危機対策本部は、盛岡市健康危機対策本部に統合されるものとする。

- 3 前2項の盛岡市健康危機対策本部の組織、運営等の細目については、別に定めるものとする。

(個別の健康危機に対する準備)

第6 次に掲げる保健所の課長は、次に掲げる健康危機について、あらかじめ、各課長において個別の健康危機管理実施要綱、対策マニュアル、活動マニュアル等(以下「個別健康危機管理実施要綱等」という。)の策定その他健康被害の発生に対処するための必要な措置を講じなければならないものとする。

- (1) 企画総務課長 毒物、劇物その他薬品、生物・化学テロその他これらに類するもの
- (2) 保健予防課長 感染症その他これに類するもの
- (3) 生活衛生課長 食中毒その他これに類するもの

- 2 前項の健康被害の発生に対処するための必要な措置は、保健所長において専決させるものとする。

(健康危機の初動時の対応)

第7 保健所の各課長は、健康危機が発生し、市民に健康被害が生じたと認知したときは、速やかに状況の把握及び終息に向けて、機動的に取り組まなければならない。

- 2 健康危機が発生した場合の初動時の対応は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 健康危機の発生を認知した場合は、個別健康危機管理実施要綱等に基づき、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行い、必要に応じて応急措置を実施し、速やかに保健所長に報告するものとする。

(2) 前号の情報の収集とは、次のとおり。

- ア 健康危機の発生時の状況
- イ 健康被害の発生状況及び健康被害の拡大に関する予測
- ウ 県、市町村その他の関係協働団体等の実施する応急措置の状況
- エ 地域住民の避難及び健康被害の状況
- オ その他健康危機及び健康被害の発生の状況に応じ、必要と判断される事項

(3) 健康危機の発生直後においては、健康危機の具体的状況、個別の健康被害の情報等、健康被害の規模を推定するための概括的情報を迅速に収集し、確実に必要な部署に伝達することに特に配慮するものとする。

(4) 保健所長は、第1号の報告を受けたときは、速やかに必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、別に定める盛岡市保健所健康危機管理会議（以下「管理会議」という。）を招集し、保健所内の情報の集約及び調整、業務の分担及び指示等を行うものとする。

（健康危機の保健所の対応）

第8 保健所内の複数の課又は保健所を超えた協働による対応が必要な場合は、管理会議において連絡調整等を行うものとする。

2 市内において健康危機に至っていない次に掲げる場合であって、社会的影響の大きさ、事態の進行によって、健康危機に至ることが予測される事件、事象、事態等に該当するときは、管理会議において連絡調整等を行うものとする。

- (1) 市外における大量食中毒の発生の場合
- (2) 市外における感染等の可能性のある疾病又は病虫害等の発生の場合
- (3) その他市における健康危機及び市民の健康被害につながるおそれがあると認められる場合。

3 前2項に定める場合において、保健所長が非常事態であると判断するときは、管理会議を盛岡市保健所健康危機対策本部に切り替えて対応するものとする。

4 健康被害の発生状況の把握にあたっては、各保健所、岩手県保健福祉部その他岩手県関係部課、市内の警察署その他岩手県警察、盛岡広域消防本部等との密接な連絡を保つものとする。

（対応状況の報告）

第9 保健所長は、健康危機及び健康被害の対応の状況について、定期に及び必要に応じて随時に保健福祉部長を通じて、市長に報告しなければならない。

（情報の集約）

第10 健康危機に関し次に掲げる事項その他庶務は、盛岡市保健所企画総務課において処理する。

- (1) 保健所各課の情報の集約
- (2) 保健所各課間の連絡及び調整
- (3) 保健所外部への情報提供、発表等

（実施期日）

第11 この方針は，平成20年10月27日から実施する。